

第二十六回国会 参議院運輸委員会會議録第二十一号

昭和三十三年五月七日(火曜日)午前十一時四十一分開会

委員の異動

四月二十七日委員柴谷要君辞任につき、その補欠として山下義信君を議長において指名した。  
五月六日委員後藤義隆君及び山下義信君辞任につき、その補欠として大谷賢雄君及び柴谷要君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 戸叶 武君
- 理事 江藤 智君
- 木島 虎藏君
- 三木興吉郎君
- 大倉 精一君
- 委員 成田 一郎君
- 相澤 重明君
- 柴谷 要君
- 松浦 清一君
- 高良 とみ君
- 市川 房枝君
- 木村 俊夫君
- 關谷 勝利君

- 國務大臣 運輸大臣 宮澤 胤勇君
- 政府委員 運輸政務次官 福永 一臣君
- 運輸省船舶局長 山下 正雄君
- 事務局側 常任委員 古谷 善亮君
- 会専門員

説明員

日本国府 小倉 俊夫君  
道副總裁

本日の會議に付した案件

- 理事の補欠互選
- 小型船海運組合法案(衆議院送付、予備審査)
- モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 運輸事情等に関する調査の件(国鉄の春季闘争に対する処分に関する件)

○委員長(戸叶武君) これより運輸委員会を開会いたします。

委員の變更について報告いたしました。四月二十七日柴谷要君辞任、山下義信君補欠、五月六日山下義信君辞任、柴谷要君補欠、後藤義隆君辞任、大谷賢雄君補欠選任せられました。

○委員長(戸叶武君) 理事の補欠互選についてお諮りいたします。木島虎藏君が運輸委員を辞任し、再び委員に復帰いたしましたので、この互選の方法は、成規の手續を省略して、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(戸叶武君) 御異議ないと認めます。それでは私より木島虎藏君を理事に指名いたします。

○委員長(戸叶武君) 小型船海運組合法案を議題にいたします。

発議者衆議院議員木村俊夫君より提案理由の説明を願います。

○衆議院議員(木村俊夫君) たいまつ議題となりました小型船海運組合法案につきまして、提案者を代表いたしまして提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

本船を中心としまして、小型船は、現在総数約二万三千二百隻、百七十五万重量トンに及びますが、これらの船舶によつて輸送されますものは、石炭、鉄鋼、石材、砂利等、わが国基礎産業の重要物資でありまして、昭和三十年皮における総輸送量は、約三千七百七十五万トンに達しております。この輸送量は、わが国の内航輸送量の六十三・五%に相当しており、海運において小型船の占める地位は、まことに重かつ大なるものがあるものであります。

しかしながら、この小型船による輸送を担当している小型船海運業者の実態を見ますと、九十%以上の者がいわゆる一ぱい船主でありまして、個々別々に無用の競争を行い、運賃は不当に低いものとなっております。

従いまして、当然その経営状況は、きわめて悪く、資本の食いつぶしによつて維持されているといつても過言ではないのであります。その結果、船体は老朽化し、海難率も高くなり、積荷保険料も高率なものとなりまして、このことがまた低運賃への悪循環し、小型船海運業の不振を恒常化しているのであります。

このような小型船海運業の事態を改善し、近代的合理的な中小企業として、小型船海運業の健全な発展をはかり、もつて、わが国経済の発展に寄与するためには、零細な小型船海運業者が相互に團結して、組合組織のもとに、運賃の低下その他不合理な点を是正することが必要であります。すなわち、これらの個々別々の零細企業者に対しして、その置かれていた経済環境を改善するために、小型船海運業者が團結して、その力を強化する道を与えなければなりません。

その組織化を助長促進し、要すれば、組合員以外のものにも、国家の方によつて法規制を行い、もつて小型船海運業の安定をはからうとするのが、この法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、小型船海運組合の組合員資格者は、木船運航業者、木船貸渡業者、木船回漕業者並びに五総トン以上五百総トン未満の鋼船による運航業者及び貸渡業者であります。

設立の方法は、十人以上の発起人が集まり、地区別、貨物別または業種別に、運輸大臣の認可を得て設立いたします。

小型船海運組合の事業は運賃、回漕料、貸渡料等の運送条件、貨物の引き受け、配船船腹、保有船腹、燃料等の購入等について調整するいわゆる調整事業が主でありまして、副次的に共同

事業も行うことができます。調整事業を行う場合には、調整規程を定めて、運輸大臣の認可を受けなければなりません。

こうして、小型船海運業者が、自主的に小型船海運業の合理化、安定化をはかるのであります。それが員外者の行為によつて乱される場合には、運輸大臣が事業活動の規制に関する命令を発することにより小型船海運業の安定を達成することとなっております。

以上が、小型船海運組合法案の提案理由と概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決されるよう御願ひ申し上げます。

○委員長(戸叶武君) 本案の質疑は、慣例により次回にいたします。速記やめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(戸叶武君) 速記をつけて下さい。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、衆議院の修正点について、衆議院議員關谷勝利君より説明を願います。

○衆議院議員(關谷勝利君) たいまつ議題になりましたモーターボート競走法の一部を改正する法律案の修正の動議を提出いたしました者といつたしまして、その理由を申し上げます。簡単に

趣旨の御説明を申し上げます。御承知のようにわが国周辺の海域は、特殊の氣象現象のため、海難事故が頻出をいたしまして、貴重な人命が

第十部 運輸委員会會議録第二十一号 昭和三十三年五月七日【参議院】

失われるのみならず、海運界は毎年多額な損害をこうむっておるのであります。たとえば海難統計によりますと、昨年一カ年間におきまする海難船舶は五千四百九十五隻の多数に上り、また積荷並びに船舶に与えた見積り損害額は実に四百億円の巨額に達しておる実情であります。これら海難の防止につきましては、海上保安庁を初め民間各団体においてそれぞれ対策を講じて鋭意努力を続けておりますが、経費の關係上所期の目的を達しておられないことは、まことに遺憾にたえない次第であります。よつてこの際、本法案に基づきますところの交付金の一部を海難防止に關する事業に使用し得るよう改めまして、これら事業の活発なる活動を促進し、もつて船舶航行の安全確保に寄与せしめようとするのが、この修正案の目的とするとあります。

以上、はなはだ簡單であります。が、修正の趣旨を御説明申し上げます。

○委員長(戸叶武君) それではこれより質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○松浦清一君 修正点についての御説明がございましたが、海難防止に關する事業という、その事業を営んでおる範圍ですね、どういふことをやっておるのが海難防止事業というか、いろいろあるのですね、この海難防止の仕事をやっているのは。

○衆議院議員(關谷勝利君) これは、大体モーターボートで上つて参りますところのこの資金といひまするもので、こういう方面に融資あるいは助成ができるというふうな方法を考えましても、金高が非常に小さいのであります。

すので、あまり多くを期待することは事實上無理であろうと思ひますが、水難救済会あたりがやっておりますところの事業に對しまして、これを補助あるいは融資というふうな面を講じまして、そしてその活動を容易にしたか、現実的な考え方なのであります。

○松浦清一君 關谷さんも多分お聞きになつていらっしゃると思ひますけれども、海員救済会あたりが海難防止に類似した事業をやつておるのですね。たとえば航海中に乗務員が大けがをするというときは、電信で処方のことの打ち合せをやつたり、いろいろこの事業をやつておることは御承知の通りですが、これを改正するといふことをお考えになつた際に、救済会をやつておるような事業がこの海難防止事業の中に含まれると御理解になつたのか、または、そういうことをお考えになつていらっしゃるのか。

○衆議院議員(關谷勝利君) これは、当時修正案を提出いたしました際に、いろいろそういうふうな点もあつて、含めたいけれども、こういうふうなわずかな資金でありますので、そこまではあるいは手が届きかねるのであるから、大体水難救済会あたりでやつておるのを、これを助成するといふ程度がせいぜいではなからうかというふうなこともあつたが、大体そういうふうな面も含めたいといふ意見は皆出たのであります。大体それだけで済んで資金が回つてくれればやりたいが、そこまでは現実の問題としてできないのではなからうか。やりたいのはやりたい、こういうふうなこ

とで、できる範圍内のことをしてしようではないかと、それには一応法文として、でき得ることにしておいてはどうであらうかということでありまして、その範圍の中へは含めてはおりますが、現実の問題をいたしまして、そこまでやり得るかどうかといふことは、資金繰りの關係でどうかといふふうな話もあつたのであります。

○松浦清一君 大体その改正をされるという話の話し合いをなされるときに、今おっしゃる程度のこと以外に、しからば具体的にどういふ団体、どういふ海難防止に關する仕事をやつておるところという具体的な名称はあつたのか。

○衆議院議員(關谷勝利君) これは具体的に名前前は、そういうふうな団体の名前等はあつておりません。ただ、水難救済会が具体的にあつてきたのでありますけれども、その他に對しても、でき得る限り広くやりたいが、これだけの資金であるので、おそらくそういうふうなところへまで手が届かないのではなからうかといふふうなこと、そこまでは具体的な名前前はあつてはきておらなかつたやうな状態であります。

○松浦清一君 たとえば水難救済会のごときものが対象になるというお話があつたといふことで、規定づけはないわけですね、改正をしようといふ話の場合の中で、どういふ団体、どういふ団体といふことの規定づけはない。要するに海難防止のことをやつておる事業に對しては何かのしるしをしよう、こういうお含みの上で改正をされたい、こういうことですか。そう理解してよろしうございませうか。

○衆議院議員(關谷勝利君) その通りでございます。

○政府委員(山下正雄君) 關谷先生に對します御質問の関連をいたしまして、私どもの考へておりますことをちょっと申し上げてみたいと思ひます。この關谷先生のお答にありまして、通り、具体的な打ち合せをいたしておりますが、ただいま運輸省におきまして海上航行安全審議会というものがございまして、あそこで海難防止のいろいろな案について、今具体的に協議をされる予定でございます。あの海上航行安全審議会におきまして、海難防止の具体的な措置はこうあるべきだ、またこうしなければならぬということが具体的に定められております。その航行安全審議会の決議に基づきまして、私もとしましては、できる限り一つ海難防止のためにこの交付金を利用していきたい、こう考へておるわけであり

○松浦清一君 船舶局長に、ちよつとこまかくなりますけれども、具体的に、それじゃ海難防止事業に補助をするといふのですが、そういう具体的な行為をする場合にどこがそれをきめるわけですか。役所の方がきめる。あの団体は海難防止のためにこれこれの具体的な仕事をした、仕事をすると目的をもつて設立をされた、従つて、この中から何かやらなければいかぬ、こういうふうなことをその都度、その具体的な事実に基づいてそれを判断して役所がきめていくと、こういうことになりませうか。

○政府委員(山下正雄君) 航行安全審議会におきましては、具体的な箇々のケースでなくて、根本的な海難防止の

あり方——御承知のように海難防止の組織といふものが非常に不完全でございます。それはどういふ形であるべきだといふことをやはり御審議願ふことになると思ひます。その形に基づきまして、この組織が一応何かの形ではつきりした形に定められると思ひます。その組織がどういふ形になるか存じませんが、その組織がかりに海難防止のために大きな力をなす得るといふのであれば、その組織に對して、まあ補助的な意味で交付金を交付する、補助するといふことになつておるのであります。またそれ以外に一つの団体でございまして、そしてそれが海難防止のこの目的のためにいろいろの有効な機能を持つておるのだ、さらに強化すべきだといふような御意見がございまして、この納入金でまかなえる範圍内においてその計画が具体化されるやうな場合には、やはりこの交付金をもつて補助するといふやうな形をとるやうな形で運営をされたら、非常に海難防止のために有効ではないだらうかと思ひます。ですから、個々のものについてこれこれ出すといふことではななくて、会なり、組織全般として、やはり海難防止の大きな目的に沿つて、やう形において、この補助金の運営をお願ひしていきたいと、こういうふうな私どもは考へております。

○松浦清一君 そうすると、あまり詳しいことはわからぬのだけれども、モーターボート競走のその行為に對して利益が上る、それを國に納付すると、その納付された金の中から國がその海難防止事業に對して補助金をやる、そんなことになるのですか。

○政府委員(山下正雄君) 今度の競走

○政府委員(山下正雄君) 今度の競走

法の改正におきましては、国に上り金の一部を納付するという形ではございませぬ。地方の自治団体から売上金の一部を競走会連合会に對しまして交付する、その交付金の一部をこの交付金の使用につきましては、運輸大臣の承認が要するわけでございます。従いまして、この競走会自体におきましても、交付金の使用については、十分運輸省の意図に沿い、またこの目的とするいろいろな事項につきまして、競走会としても十分考えていただいで、その上でいろいろの交付金の配分の案が出ると思ひます。この案に對しまして、至当であるものについて、私ども運輸省として承認をするという形にならぬと思ひます。

○松浦清一君 くだいようだけれども、だれかが海難防止の事業をやっておるから、こういう工合に法律が改正されたら一つ考えてもらいたいというやうな陳情が来るかもしれない。今後続々来ると思ふ。それが来た場合に、競走会の連合会自体が、その申請というか、要請のあつた向きに對して、やりたいから許可を願ひたいということを書いて出るのか。運輸大臣が、あれは海難防止の事業のために、こういうことをやっているから出す、こういうことになるのですか。どういふことになるのですか、この形は。

○政府委員(山下正雄君) この法の趣旨として、連合会の金でございませぬから、やはり連合会が一応金を出すと、この形になると思ひます。しかしながら、具体的にその金の使途につきましては、運輸大臣の一々承認が要するわけでございませぬから、連合会独自でこれを判断して金の運用をはかるというわけにはどうも参りませぬ。従ひまして、たとへば航行安全審議会の方で、こういうやうに使うべきだという御意見が出ましたならば、私どもとしては連合会に對して、こういう意見が出ておられますという事を十分お知らせしたいと思ひます。また連合会におきましても、当然そういう意見が出るやうな会議には連合会の役員等も出して、十分協議を通じまして知るといふことも必要じゃなからうかと思ひます。いずれにいたしましても、この連合会に對して強制力というものを持つわけにはいきませぬが、趣旨を十分伝えまして連絡を密にいたしまして、運用をよろしくやつていきたい、こういうふうな考えでおります。

○松浦清一君 そうすると、大体わかつたのですが、その補助金を出すという最終決定をする一番の権限者はだれですか。運輸大臣ですか、連合会長ですか。

○政府委員(山下正雄君) 運輸大臣の承認がないとそれは出ません。

○相澤重明君 關谷さんにちよつとお尋ねしたいのですが、このモーターボートの連合会等の問題と、それから船舶用機関、船舶用品ということですね、この関係の事業ということになると思ひますが、どういふ具体的な事業というものは含まれてゐるのか、先ほどの松浦さんの質問に對しては、海員救済会とかあるいは水難救済会とかいうことが話にあつたと思ふのですが、船舶用機関、船舶用品ということになると、範圍はかなり広いと思ふのですが、どういふふうな提案者の方ではこの点についてお考えになつてゐるの

か、御説明を願ひたい。

○衆議院議員(關谷勝利君) 私たちが「海難防止」といふ条項を入れましたのは、その船舶用機関とか何とかといふやうなものは別途の一つの項目として考へたわけでありまして、そういうふうな海難防止に關する何といふ努力をいたします団体等に對しまして、個々の事業でなくて団体に對して育成助長する面を考へたいといふやうなことで、その団体を對象に私たちが考へてゐるわけでございます。

○相澤重明君 団体と言われれば、連合会という事にならうかと思ふのですが、一つの具体的な例で私はお尋ねしたいと思ふのですが、たとえば海難防止ですから、海難に必要な潜水用具を作るとか、あるいはそういう潜水作業を行うとか、そういうやうなものまであなた方は考へてゐるのかどうか、こういう点についてお尋ねしておきたい。

○衆議院議員(關谷勝利君) 私たちはそこまでは考へておらないのでありまして、私たちが当初相談をいたしました際には、海難防止につきまして、たとえば今回提出をせられておりました小型船海難防止法案というのがあります、ああいうふうな全般的な団体で、それが海難防止についていろいろな仕事をやるというふうなことに對しましては、少くもその資金の利用の範圍を拡大したい。海難防止といふことはぜひとも必要なことで、今そういうふうな面に對して手薄い關係から、こういうふうな方面から關連のある、何といひますか、海に關係のあることだから、

助成をしようじやないか、こういうふうなことで修正案を提出した次第であります。

○相澤重明君 そうしますと、提案者の端的な御意見をお伺ひしたいと思ふのですが、結局は、モーターボートをやることや、あるいは競走用の問題について國が助成をするということが本旨であつて、まあ海難防止といふものはつけたらであつて、結局、海難防止といふことを入れなければ、この法案の通過がなかなか骨が折れるというやうなことで、あなたの方が提案をしてゐるのじやないですか、その点いかがですか。

○衆議院議員(關谷勝利君) 私たちは別にそういうふうな意味ではないのであります、そういうふうないろいろな關連工業を盛んにするといふやうなことを考へておるのでありまして、これにつきましては、従来もそれをやつてきておつたのであります、その上へさらにこういうふうなモーターボートといふやうなものにつきまして、施行者、連合会の關係者あたりは、みんな海運に關係の深い人がおるに、こういうふうなものを組織いたしておりますので、海難防止といふやうな面につきましても、何とかしてもらいたいといふやうな要望もありませんので、できればそういうふうなことも含めたいといふので、少くもその資金の利用の範圍を拡大したい。海難防止といふことはぜひとも必要なことで、今そういうふうな面に對して手薄い關係から、こういうふうな方面から關連のある、何といひますか、海に關係のあることだから、

海難防止に出すことは差しかえないだらう、むしろそういうふうなことは望ましいことであらうといふやうなことで、海難防止といふやうなことを加えたわけでありませぬ。

○相澤重明君 船舶局長に一つお尋ねをしたのですが、關谷先生、だいが苦しいようですが、これは一つこの主題から考へてくると、モーターボートの性能の向上、あるいは品質の改善、あるいは海外宣伝、あるいは競走、そういうものについての主たるモーターボート法案だと思ふのですが、ただ、それに競走するだけではなかなか理解ができませんので、そこで、いわゆる船を作るための機関ですね、あるいはその用品の改良、こういうやうなことで一応その助成の對象になる、しかし、一たん事故が起きる場合も考へられるので、海難防止に特に力を入れておる団体等についても、一応の對象としていく、だから主題はあくまでもモーターボートの競走のためである、こういうことなんですか、どうなんですか、その点一つお尋ねしておきたいのですが。

○政府委員(山下正雄君) この法律の趣旨にございませぬから、「モーターボート、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に關する事業の振興に寄与し、あわせて海事思想の普及宣伝と觀光事業に資する」とも、地方財政の改善を圖るために行うモーターボート競走に關し規定するものとする」といふやうな第一條の規定がございませぬが、当然今お話がございませぬから、モーターボートそれ自体の改善もございませぬし、それから船舶に關する關連工業の

振興ということも一つの大きな目的になつております。しかし、私も従来船舶局といたしまして、船の海難にいろいろタッチして参つたわけでございしますが、ところが、この海難を防止するところが非常に困難なものでございまして、と申しますのは、たゞさんの海難の数の上の大半は小さい船の海難が多いわけでございまして、従いまして、これらの海難を防止するには、何らかのやはり啓蒙宣伝をするとか、または事実上のいろいろの技術的な問題について、船長または機関長等に教育をするというような措置をやるにいたしまして、なかなか費用がでにくい。しかも、それらの団体が非常に微弱でございまして、資金の捻出が困難なわけでございまして、従いまして、これに対する措置というものがなかなか行われない。ところで、このモーターボートは実は海の上で行う競技でございまして、海から上った金の一部をやはり海に還元するのが筋が通るのではないかと。まあ先ほど申しましたように、関連工業の振興、改善ということも大きな目的になりますけれども、しかし、具体的に海難を防止するということが大きな魅力である、しかも、効果のある仕事じゃなからうかというふうな存じまして、かねがねそういうふうな考えておつたわけでございまして。法制局に参りまして、一応その話を申しましたけれども、あまりいろいろなものをを入れるのは好ましくないというふうな担当者の御意見もございまして、私もやはり法律が通りませんと今後の運営に困りますので、もう強くも言えませんが、一応、じゃ一つ引つ込めますということで、さ

くばらんな話で恐縮でございしますが、そういう経過でございました。ところが、いろいろ話して参りますと、やはり海難防止とやるべきじゃないかという御意見が outcome として、これはぜひ一つ議員の提案をされて御修正を願えれば、われわれは喜んで応じたい、こういうふうないきさつもございまして。私も決して海難防止を初めから考えなかったわけではないわけでございまして。考えておつたわけでございまして。○相澤重明君 今に御連して。關谷さん、今の船舶局長の答弁を聞いておると、特に海難防止について、非常に今までの宣伝等も不足しておるし、あるいはまた団体としても力が弱い、そこで、船長にしろ船員にしろ、あるいはそういう船舶関係業者にして、できるだけ法案を作って強力なものにしていきたい、こういう趣旨だと思つて、すよ。そうすると、特に船長とか船員あるいは漁船等の場合もあると思つて、またモーターボートのような場合もある。そういうふうな場合に、日本ではたとえば組合で海員組合というものもある、漁船組合というものもある、またモーターボート連合会というふうなものもある。そういうふうな総合的な海難防止ということをお考えになつたことがありますか。これはどうもモーターボートの法案を提出するたに、海難防止ということを特に衆議院でお考えになつたように思つておられますが、総合的な海難防止についてお考えになつた点があるかどうかお尋ねしておきたいと思つておきます。

○衆議院議員(關谷勝利君) 総合的な海難防止といふと、ちよつと私たちが十分御意思がわかりかねるのでありますが、私たちは、これはもともと原案には入つてなかつたものを、海難防止というふうなものは非常に重要なことでもあるし、それに対して政府の助成ということが少いので、こういうふうな、上つてくる金の中からその方に向けることは、これは有意義なことだといふことで、私たちはこの修正をいたしましたのでありますが、総合的なといふこと、やはり海難防止といふふうなことになりまして、いろいろな団体もたくさんありましようし、しかも、その全部にというふうなことはなかなかむずかしいと思つたので、私たちが具体的に考えましたのは、先ほど申し上げましたように、この海難防止——先ほど山下局長が申しておりましたように、小型船が非常に海難が多いといふふうなことで、それを指導いたしますところの小型船海運組合の連合会というものがございまして、その連合会に対して補助をすることが一番適切ではなからうか。個々の事態に対して直接の補助というふうなことはなくして、そういうふうな指導団体に対してやるのがよからう。なお水難救済会のようなものもあるではないかと、いふうな程度でありまして、総合的なといふと、海難防止に關連のある団体全部というふうなところにまでは私たちが考え及んでおらないのが實際であるのであります。

○相澤重明君 まあ端的に申し上げますと、やはり水難救済会等は一応話題にあがってまた対象になるかもしれぬけれども、その他のものについては、まあ今のところ考えは及ばない、特に中心になるのは、モーターボートの競争用のために一力を入れていきたいと、こういうことで理解してよろしいですな。

○衆議院議員(關谷勝利君) 私たちは競争用のモーターボートに対する海難防止という、そういうふうな考え方はないのであります。私たちは小型船全般の海難防止につきましては、これは小型船海運組合がいろいろ指導をいたしますので、そういうところへ助成してやろうじゃないか、水難救済会あたりも直接そういうふうな事業をやつておる団体だから、やらなければならぬじゃないかと、何にいたしましても、現実の問題といたしましては非常に少い資金でありますので、あまり声を大きくいたしますと、何やら海の中へ雨が降つたような調子になりまして、効果がなないようなことにもなつて参りますので、現実的に考えますと、今私たちが考えましたのは、小型船海運組合と水難救済会程度でなからうかというふうな話も出たのであります。できるだけ広い範囲にやりたいのはやらないが、現実の問題としては、それは不可能である、従つて、小型船海運組合あるいは水難救済会程度でなからうかというふうなことが、この改正案を提出する際にいろいろ話題になつたような次第であります。

○衆議院議員(關谷勝利君) 大休このモーターボート競走法の一部改正が政府提案でありますので、その点は政府の方からお答えを願ふことにいたしました。私たちが修正をいたしましたのは、先ほど申し上げましたような海難防止という点だけをこれに加えたような次第であります。

○衆議院議員(福永一臣君) モーターボート競走は競輪あるいはまた小型自動車競走といったようなものとの関連においても、これだけ切り離しまして直ちにこれを廃止するということは、いろいろまたほかの影響もございまして、また、なるほど射幸的で、ばくち的だといふことはいろいろ非難もございしますが、他面また地方財政等にまあ相当に寄与もいたしておりますので、この面から申しまして、これを直ちに廃止するといふことは、いろいろまた影響もございまして、その弊害の面を政府といたしましては大いに改めるように指導監督を強くいたしました。健全なる運営をするようにいたしたい。従つて、今直ちにこれを廃止す

ということはお考えおられないわけ  
でございます。

○柴谷要君 まあ政府の態度が明らか  
になってきましたから、それでは具体  
的に質問を一つしてみたいと思う。  
モーターボート競走法によって目的と  
されておるのは、いわゆるモーター  
ボートの改善であるとか、あるいは船  
舶機関の改良、こういうことで今日  
までやってこられたようですが、どれ  
だけの進歩をしたか、具体的に一つ御  
説明をいただけるならば一つやっ  
ていただきたい、局長の方から。

○政府委員(山下正雄君) モーター  
ボート競走法が施行されて以来、  
直接のモーターボートのエンジンにつ  
いては相当改善をされております。そ  
れでどういふ点が改善されておつた  
か、その具体的な資料を今実は持つて  
おりませんが、いろいろなモーター  
ボートの機関の改良または船自体  
の改良につきまして、委員会を競走会  
に設けていろいろ改善をやってお  
ります。競走の当初におきましては、  
よくモーターボートが波をかぶりま  
してエンジンがすぐにストップするとい  
うわけで、観客が、まるでモーター  
ボート競走はエンジンストップを見に  
来るようなものだといふような批判も  
相当あったわけがあります。しかし、  
最近におきましてこれらの機構が相当  
改善されました、エンジン・ストップ  
等も非常に少なくなつておるといふ具体  
的な事実がございます。それからこの  
直接のモーターボートのことでなく  
て、一般的な機械工業の振興の面とし  
て、一般的な機械工業の振興の面とし  
て、資材も差し上  
げてございますけれども、船舶機関、  
船用内燃機の性能の審査をやるのか、

または船舶用補機の型式の統一に関す  
る調査をやるのか、または船舶用小型  
内燃機関等の使用材料の品質の向上並  
びに標準工作法に関する調査研究をや  
るとか、また新型直流電動ウインチの  
試作研究をやるのか、また船舶機関等  
の技術講習会を行うのか、また品質管  
理の講習会を開催するとか、船用減速  
歯車の設計及び工作法に関する調査研  
究をするとか、または高速小型内燃機  
の性能向上に関する調査研究をする  
とか、または造船関係海外技術の調査  
研究をするとかいふような、具体的な  
調査研究を委託または補助をいたしま  
して着々とその成果を上げておるわけ  
でございます。また一方、これは間接  
的な技術援助でございますけれども、  
いわゆる中小企業の設備の合理化の点  
に、従来の納入金を貸付いたしまし  
て、これらの工業の振興をはかってお  
ります。御承知のように中小企業につ  
きましては金融が非常に困難ござい  
ます。設備の改善をやりたいと思いま  
しても、なかなかできないような事情  
にございまして、今後の交付金により  
まして相当設備の改善を行い、その設備  
が改善された結果、いいものが安くで  
きる、または地方の非常に困つておる  
内燃機の修繕を容易にするといふよう  
な効果を、この納入金の運用によりま  
して今までいたしておるわけございま  
す。従いまして、今後といへども、  
この納入金の、今後の交付金の運用、  
使用につきましては十分留意をいたし  
まして、その効果が普遍的であり、よ  
り有効に利用されるように努力をいた  
していきたく思っております。

○委員長(戸叶武君) 速記をちょっと  
とめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(戸叶武君) 速記をつけて下  
さい。  
次に、運輸事情等に関する調査中、  
国鉄の春闘に対する処分に関する件を  
議題といたします。  
御質疑のおありの方は順次御発言願  
います。  
○柴谷要君 運輸大臣にお尋ねをいた  
したいのでありますが、最近国鉄労組  
の処分を中心に、公共企業体職員の間  
題が、大臣談話あるいは記者会見等に  
よつて発表されたのをきつかけとし  
て、連日新聞をにぎわしてあります。  
このことについては、もとより当事者  
である労組自体にも非常なる影響を与  
えておりますし、また国民全体も大臣  
の発言なり、あるいは記者会見による  
発表等を重要視しておると思ひますの  
で、この問題の取扱い並びに今後の処  
置等について、運輸大臣の見解をまず  
最初にお尋ねしたいと思います。  
○國務大臣(宮澤胤勇君) お答えいた  
します。先般来実力行使その他の問題  
の起りましたのは、御承知の通り給与  
の問題から来ておるわけでありませ  
ぬ。このたびのこの給与の改訂につしま  
しては、政府は初めから仲裁裁定を誠意  
をもって尊重すると、私はずっと具体  
的にこれを実施すると、仲裁裁定通り  
実施すると、こういう考え方を申し上げ  
ておつたわけでありませぬ。そこで、  
仲裁裁定が下りまして、これについて  
て、御承知の通り幾らかの疑義があつ  
て、今日までその疑義を中心として質  
問が行われたり、いろいろな経過はあ  
りましたけれども、大体において、仲  
裁裁定の本文を私どもは正当に解釈し

て、尊重するよりはほかない、実施す  
るよりほかない、こういう考え方から  
して、ただいま本院において御審議を  
願つておる補正予算の措置をいたした  
わけでありませぬ。で、この補正予算  
の措置につきましては、幾らか見解の相  
違はあるかもしれませぬが、私ども政  
府といたしましては、この措置をもつ  
て、仲裁裁定を完全に実施いたしたも  
のと、こういうふうな解釈をして提案  
をしたわけでありませぬ。

なお、その間におけるこの国鉄  
の――主として私は国鉄についてお答  
えいたしますが、実力行使に関する法  
規の違反に連なる処分に対しまして  
は、やはり今日までの経過から見  
て、政府が、はっきり仲裁裁定はもう実施  
したと、従つて、仲裁裁定を政府は  
はっきり実施しておるから、法規に違  
反した人もその責任をとつてもらわな  
きゃならない、こういう考え方で進ん  
で参りましたので、その政府が仲裁裁  
定をほんとうに実施いたしたというこ  
とは、やはり予算案が成立をして、そ  
してそれを実施するというのが、最も  
はつきりしたことではないか、こうい  
うふうな考えてきておつたのでありま  
すが、ところが衆議院は、もうすでに予  
算は通過して、参議院に回付をされて  
おりますけれども、大体その後の経  
過を見ましても、仲裁裁定の疑義から  
出発して、この補正予算を組みかえな  
ければならないという事態は、もう起き  
てこないという見通しが、大体この数日  
間、私どもはついたと思つておりました  
ので、それがついたとすれば、やは  
りこの法規違反の処分の問題も、はつ  
きりと早くした方がいいと、こう考え  
ておりましたが、しかし、一半、政府

の模様は、やはり予算の審議の模様を  
見たいという気持もあつたのでありま  
して、昨日、労働側に対する仲裁委員  
会からの発表を見ますと、非常に具体  
的にはつきりしまして、政府のつた  
予算措置というものは、仲裁裁定を完  
全に実施しているのだ、こういうよう  
なことがもうはつきりと現われてきて  
おります。私どもが最初に解釈したの  
と、今日の結論と一致してきていて、  
こういうふうなことに立ち至つた次第  
でありますので、従つて、あとに残る  
問題は、法規に違反した人に責任を  
とつてもらふという問題だけが残つて  
いる。まあ予算の完全な成立は、まだ  
こしはらく本院において審議をされ  
ますが、大体の傾向としては、そうい  
う時期に達している次第であります。  
私はこう考えている次第であります。  
○柴谷要君 私はあとで仲裁裁定の問  
題についてはお尋ねをしようと思つ  
た。ところが、仲裁裁定の問題に大臣  
は答弁されておつて、大事なところを  
答弁されておらない。というのは、私  
の聞きたいことは、運輸大臣はとにか  
く国鉄の主管者の責任者である。とこ  
ろが、かねて処分の問題については、  
私が人事権はどこにあるのだ、こうお  
尋ねをしたときに、国鉄總裁が人事権  
を持つておるのだ、こういう明確な御  
答弁があつた。そのことは私もその通  
りだと思つておつた。ところが、国鉄  
の監督官庁であるところの運輸省がま  
ずどういふ見解を持つておるのか、これ  
をお尋ねをしたかった。ところが、運  
輸大臣は、地方におかれては非常に人  
柄がりつぱでありますから、言われ  
ることもりつぱである。賞は多くして  
罰は少く、これが政治の大道だと、こ

う言われている。まことに大臣の見解は私は大いに尊重もし、かつ敬意を払っている。ところが、同じ政府の中にありながら、大臣とはいえども所管の違う大臣が、国鉄労組の処分問題について、どこで言っておられるのかよくわかりませんけれども、地方に出て堂々と発表している。そういうことになるという、前回私がお尋ねした人事権の問題がぐらついてきた。他の省にいつ移ったのか、こういうことを聞きたくする。そこで、運輸大臣に一つぜひお尋ねしておきたいことは、閣内においてもそんなに意見の違いがあるのか、それとも今後これらの問題を運輸大臣としてどう調整していかれるのか、これを一つ明らかに、大臣の心境をお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(宮澤胤勇君) よくわかりました。ただいまのお答えが的をはずしておたわけでありすが、国鉄職員の問題は、今日正直に実際申し上げますと、これはもう国鉄總裁にあることはもちろんであります。しかし、今日の情勢からして、国鉄の扱いがきまったらば、私どもにも報告をしてもらって、そうして他の省の所管の企業体との間の検討も一応は遂げなければいけないのだからと、こう考えております。従って、私は初めから申し上げたように、情報に国鉄の当局者からも聞いておられますけれども、はっきりしたお答えについては、私は政治的な取扱いをこれはすべきものじゃない、法規に従ってはっきりおやりになるがいいでしょう、その結論が出たら私は伺う。実のところその結論はまだたいたいまい聞いておられません。これはあるいは一両日中、明日あたりまでには

聞かれると思うのですが、今日まだはっきりした結論は聞いておりません。従って、労働大臣の新聞に出た発言のごときも、きょう聞きますと、あれはただ新聞記者諸君と情報交換の交換として、自分の見解として情報交換の際に語ったものが、新聞紙に現われたのだというお話がありました。もちろん私も関するところでもなし、政府と自分との一つの見解だとか載っておりますが、政府のはっきりした態度でもなし、いわんや国鉄から出てきた案というものでも全然ないことは申し上げるまでもないのであります。その点だけは、今日の段階において私の今申し上げた点について裏も表もないことだけを申し上げます。

○柴谷要君 運輸大臣を私は責めようとはさらさら思っておりません。ただ、連日新聞をにぎわしておられる問題が、やはり多くの国鉄職員なりあるいは公企業職員を刺激しているこの問題なんです。こういう問題が今お尋ねをしますという、まだ明白になっておらないという、まだ明らかならず、地方に大臣が出張されますというと発表されておる。実はこれは少しく、私どもが調べた内容で申し上げるのは失礼かと思えますけれども、労働大臣が地方に出られるそのときに、中央の新聞記者諸君がついてくるかどうか、こういうこと労働大臣の身の回りの人たちは記者諸君の所へ行つたという。ところが、大臣が何か発表するならば行くけれども、発表がないならば行かない、こういう回答をしたところが、重大な発表をする、こういうことであつたので中央からついて行つた。ところが、その記者

諸君に、しかも、中央からエキスパートが行かれたのですから、いろいろ質問したでしょう、その中で大臣が発表されておる。そうなつてくるという、これは運輸大臣がお隠しになつておるのか、それはわかりませんが、それは閣内です。決定をしておる。三十一であるとか四十であるとか十八であるとかという数字はすでに御決定になつておると思う。正直な運輸大臣はその数字がどこで決定になつておるのか御存じでしたらお聞かせ願いたい。

○国務大臣(宮澤胤勇君) これはまあくろうとかエキスパートと言つては申しわけないと思つては全くのしろうとの方ならそういうような方がありましようが、柴谷さんのような裏も表も御承知の方は、今の私の手にまだほんとうの最後案は来ておらぬというぐらゐの点は私は御承知下さつておると思つておる。その間に十であるとか二十であるとか三十であるとか四十であるとか三十であるとか四十であるとか言われておらましよう。実際言われておられますけれども、最後のものはなかなかこれは、ことに解職という処分については、一人といえども十分な理由がなければできないことでありまして、それに十分かかつておることは、もうあなたがよく御承知の通りであります。私が今まだ来ておらぬと言つても、あなたは今もよくおわかり下さつておることと思つて、決して下

○柴谷要君 まあ大臣の言われたように、私も人間がいいですから、その通りお受けをいたしておきたいと思つた。ただ、大臣にお願いをしておきた

い。これからお願いでございますが、一つ十分聞いていただきたいと思つた。私も国鉄に二十五年から在職しておりました。戦争中も国鉄が一日もとまったことはないと思つた。特に国鉄技術も世界に知られた鉄道技術を持つておるわけでありました。こういう立場の国鉄がなぜ今日のような労働運動をしなければならぬ実情になつたか、これだけぜひお尋ね申し上げて、大臣のお人柄からいって一つ十分に御承知を願つて、今後努力を願いたいと思つたのであります。

昭和二十四年の十二月二日に仲裁裁定第一号が発表されて以来、仲裁裁定というものが完全に実施をされておらないのです。るる私も調査をしておりますけれども、一つもされておらない。中には裁判まで持ち込まれて、当然支払わなければならぬと東京地裁なり東京高裁なり判決が出たものです。これは行われずに来ているわけですから、こういう情勢の中で順次不満が爆発をして今日のような情勢になつた。そこで、これを今後どういふ方向に向けるかといえは、一にかかつて仲裁裁定を完全に実施する、これによつて今日の情勢がなくなつてくることは明らかであります。そこを一つ大臣はお考えを願つて、まあ国鉄労組が少し行き過ぎがあった、しかし、権力を握つてい

題について、真剣に一つ大臣としては閣内において十分発言をし、将来に向つていい結果を出すように一段と一つ御努力を願いたいと思つた。私が一番心配しておりますことは、処分者が出れば、かつて機関で決定しておりますように、一日置いた翌日には、第三波に劣らないところの実力行使をする。こういう決定をしております。しかし、それは私は何もその実力行使をするから処分をするなどということではありません。そのような情勢を作り上げた今日の情勢というものをよくお考えを願つて、とにかく正面衝突をするようなことのないように、政府として十分な関心を持つて対処してもらいたい、これがわれわれとしての希望であります。特に運輸委員として私どもの立場から申し上げますならば、こういうような状態がいつまで続いていると決して思つておらない。そこで、われわれの第三者の立場、特に国会議員という立場から、今後これらの問題についても公正な批判を、指導という面についても十分していきたい、こういう確信を持つておるわけですから、どうか運輸大臣もただいまお話をいたしましたように、一大臣であつても、今日話されたことは寝言を言つておられるという程度に私どもは聞きおきたいと思つておる。でありますから、どうか一つ今日の情勢というものを十分大臣がお考えを願つて、閣内ですら問題が紛糾しない方向に推進をしていただくようにお願いをして私の質問を打ち切ります。

○相澤重明君 運輸大臣に一つお尋ねしたいのですが、きょうの閣議で、五月三日の地方遊説のときの労働大臣の

談話ですね、これについてはお互いに  
どういふ話が出たのですか、ちよつと  
お尋ねしておきたいのですが。

○國務大臣(宮澤胤勇君) 労働大臣か  
ら、私から申し上げることはなんです  
が、あれに関する発言がありました。  
それだけで一つ……。

○相澤重明君 大臣も大へんつらいと  
思うのですが、しかし、やはり政府機  
関は非常に国民に対する影響は大き  
いのです。政府の考え方は、国民  
の關係の談話、こういうことは、国民  
がやはり何といつても政府を信頼する  
という立場に立てば、その一言一句と  
いえども、これはなおざりにはできな  
いわけなんです。そこで、やはり各大  
臣が旅行先なり、あるいはその時期に  
応じて発表されるということについて  
は、これはやはりその政府の性格とい  
うものを出されたものとわれわれは理  
解するわけなんです。そこで、今のあ  
なたの御答弁では、労働大臣の問題に  
ついてはという、まあ閣議でお話が  
あったというだけで、お答えはないの  
だけれども、私は、少くとも閣議とし  
ては何でも大臣が自由に勝手気ままに  
しゃべっていい、内閣というものは奇  
り合ひ世帯であるから、何でもてん  
んばらばらでやっていいのだというこ  
とには、私はならぬと思うのですが、  
その点いかがですか。ちよつと大臣の  
御見解をお尋ねしておきたいのです。  
まさか岸内閣は各閣僚に勝手に、てん  
でんばらばらに自分の思うことを何で  
も勝手に言っているのだというよう  
な、まさか岸内閣はそういう方向を  
とっておらぬと思うのですがその点い  
かがですか。

○國務大臣(宮澤胤勇君) まあお説の  
ように考えております。

○相澤重明君 そういたしますという  
と、私はここで本来の問題に一つ返っ  
てお尋ねしておきたいのですが、公  
共企業体という問題について、あなた  
の所管される国鉄は公共企業体に基  
くわけですから、団体交渉というもの  
については、やはり誠意をもってこの解  
決に当たるといふのが私は本来の使命  
と考えるのですが、その点いかがで  
すか。

○國務大臣(宮澤胤勇君) 言うまでも  
なく、その通りであります。

○相澤重明君 そういたしますという  
と、前にも松浦労働大臣が、院内では  
なく、院外でも言われたと思うので  
す、いわゆる国鉄等の団体交渉によ  
つて、あれは昨年年度の給与の問題に  
ついて、あれはやみ給与であるという  
ようなことを言われたと思うのですが、  
そういう点については、団体交渉とい  
うものを否認する形になると思うので  
すが、やみ給与というものは、団体交  
渉できてもこれはやみ給与ですか、  
この点いかがですか。あなたの見解を  
お聞きしておきたい。

○國務大臣(宮澤胤勇君) これはまあ  
予算単価と実行単価と違つておる点  
は、言葉が長いものですから世間でつ  
いやみ給与という言いならわしにな  
っているのですが、ただ私、団体交渉で  
きめたこともそれぞれ規定に従つ  
て、あるいは運輸大臣に承認を得ると  
か、あるいはまた大蔵大臣の協議を得  
るといふことによつて最終的に定めら  
るべきものが、その手続がとられな  
かったからというところにいささか  
あるのだと思ひますので、その点につ  
いて、予算の形式からいへば、これが

世間でいうような、いわゆる簡単な言  
葉でいへばやみ給与という言葉でも  
あひせかけられておるといふだけの  
問題で、あなたのお説の通りに、国鉄  
の当局者としては、団体交渉できま  
つた範囲でそういう支給をしたのだと思  
うのです。それだけの事実の問題を申  
上げておきます。

○相澤重明君 そうしますと、大臣と  
しては、公労法に基くいわゆる公共企  
業体法をやはりそのままなおに理解  
していけば、いわゆる団体交渉でき  
ましたことについては、当然労使はこ  
れに誠意をもつて努力、いわゆる解決  
していくのだ、団体交渉できま  
つたことはそのまゝ認めていくのだと、こ  
ういう解釈が正しい、しかし、その手続  
上の問題として、予算上、資金上の問  
題があれば、国会の承認を得ると、こ  
ういふことになると思ふのですが、そ  
ういふふうになつた場合には、俗にい  
われるやみというふうなことは、それ  
は言葉の間違ひであつて、そういうこ  
とは言うべきじゃないと、こういうふ  
うに解釈するのが当然じゃないかと思  
ふのですが、大臣はいかがお考えで  
すか。

○國務大臣(宮澤胤勇君) 人の言うこ  
とを、私はこれは間違ひだからいけな  
いといふことは言えませんが、しかし、  
私どもはそういうふうな悪い印象を与  
える言葉を使わない方がいいと思ひま  
す。それからまた、団体交渉でできた  
話し合ひも、実体を見ますと、まあこの  
程度で、臨時の給与として一時、間に合  
わせるとか、それを恒久的にどうする  
かというふうなことは最終的にはな  
かなか話し合ひがきまらぬので、一時  
出しておつたものもあつたかと思ふの

であります、従つて、争いが起つて  
くるわけですね。明確に争いが起らな  
いようなことがきまつておればあとに  
残らないわけですが、そういうやり方  
をこれからは一つしないようにしてゆ  
きたい、これだけは考えておるわけ  
です。

○相澤重明君 おそらく松浦労働大臣  
は国鉄を監督する担当大臣じゃない  
と思ふんです。だからこれは昼間の  
大臣じゃないんです。夜の大臣だから  
そういうことを言うんです。昼間の大  
臣はやはり運輸大臣だ。そういう点  
で、これは運輸大臣がはっきりした決  
意をもつて、冗談を言つてはいけな  
い、とにかく所管の問題については私  
が責任を持つておる、あるいはまた団  
体交渉は、労使によつてきめられたこ  
とについては、当然この法律の建前で  
これを守るのだというふうなことをあ  
なたがやはりはっきりしなければ、昼  
間の大臣がはっきりしなければ、夜の  
大臣がやみ給与と言ふのは当然なん  
です。そういう点を私はあなたのこと  
から言うと思つておるのですが、もし  
それを言わないと、やはり世間ではだ  
んだん、あなたがどういふふうにお考  
へになつておつても、やはりできるだ  
けアピールしてゆく、できるだけ一  
つ宣伝をしてゆく、こういう形で世  
論というものを作つてしまふわけだ  
よ。そうするとそれに対してあとか  
ら、いやあれはそういう意味ではない  
と、あるいはそういうことは私の担当  
する所管については違ふのだというこ  
とを言われても、なかなかそれを取り  
消すことができない。そういう点につ  
いて、あなたのはっきりした見解とい  
うものを表明してもらいたいと思ふの

ですが、今後もそういう点については  
努力されるかどうか、一つお尋ねし  
ておきたいと思ふ。

○國務大臣(宮澤胤勇君) 十分努力し  
てゆきたいと思ひます。

○相澤重明君 大臣がそういうふう  
に、今後やみの問題とか、夜の大臣  
だとかいふことの一つないように、閣  
内でもあなたが政治的にはっきりや  
つていただく、こういうことで私も大  
へんけつこうなことだと喜んでおりま  
す。そこで、いわゆる問題をさらに掘  
り下げてゆきたいと思ふんですが、仲  
裁委員会の見解というものが政府と完  
全に一致をしたと、さつきあなたは柴  
谷委員の御質問に対してお答えにな  
つておると思うのですが、具体的にど  
ういふことですか、それは、つまり当時  
いわゆる仲裁委員会が組合側に話をし  
たこと、あるいは政府に話をしたこと  
について疑義が生じたからこそ、仲裁  
委員会に対してこの疑義の解明を  
申し出ておつたのですが、大臣の言  
われた政府の見解と仲裁委員会の見解が  
完全に一致をしたということはどうい  
うことなんですか、ちよつとお尋ねを  
しておきたい。

○國務大臣(宮澤胤勇君) 私のさつき  
のお答えは、今の言葉の上で言うに幾  
らかあなたの受け取り方が違つてい  
るかと思ひますのですが、完全に一致し  
たといふのは私どもの見方であつて、  
われわれの見解であつて、初め主文を  
見、それからその他の理由書を見て、  
やはり幾らかの疑義がありましたか  
ら、それを尋ねたのであります。そこ  
ろが、お尋ねをしたが、どうもお尋ね  
をするに従つて、わかるどころもあれ  
ば、依然としてわからないところも

あったのです。それも限度がありますから、もうその程度で政府としては主文をもととして実施してゆくよりないう、そこで、千二百円の予算上の措置というものをとって、なおその他に残っておるものについても、将来においてこれを調整する、こういうことで、それから大体三分の二を積み上げて、三分の二は将来に譲る、こういう見解であつたのです。その見解を述べたのであります。ところが、昨日の労組に対する仲裁裁定の返事は、今までの返事等より見て、私どもの見方としてはもっと具体的になつたと思ふ。政府の予算措置としては、千二百円の予算の、つまり前年度に加える予算のなによつてもうそれでいいのだと、しかしながら、まだ残っている問題についても、政府が今度とつた措置としてはやはりそれでいいのだと、まあいい、の方にちよつとあまいまいなところがありましたが、物事はこれで八〇%か九〇%は私どもの、正直にいつて見解通り、強弁をすれば一〇〇%ということでしょうが、まあ八〇%、それならまあこれで今日まで柴谷さんがおっしゃる通り、一回も実施しなかつたと言われておつたものが、今度だけは私どもとしては完全に実施した、今後今言うような余地を残さないようにしたい、今後の問題としては、その残つた三分の二というものをどういうふうにして消してゆかかという問題が残るだけです。これもこのたびの仲裁裁定の趣旨のつとめて、できたならば給与を受け取る側の人の納得のゆくような線において、順次これは消してゆくべきものである、こういう見解を持っております。

○相澤重明君 そうしますと、大臣、まあ今のお話を聞いておりますと、うとうと、結局、まあまだその労使の中でお互いこの仲裁裁定を解明する場合にも、政府側の建前に立つても、やはり主文以外のものについては、若干まだ解明のできないところもある、しかし、まあ大きくいえば、国民の前にいへば一〇〇%完全実施をするのだといふことは、政治的に言える、しかし、本来の解釈上からいけば八〇%ぐらいのところじゃないか、こういうお話だったので、そうするといふと、これは組合側の立場に立てば、お互いに今後問題をなくしていこう、すつきりした形で一つ国鉄の輸送力の増強に国民の期待にこたえていこうといふには、やっばりなま殺しにされておつてはなかなかすつきりしないと私は思ふので、すつきりして、その見解に思ふので、今後もお仲裁裁定の出された趣旨というものを尊重をして、できるだけ早くそれを直していききたい、こういうのが大臣のお考えだと思ふ。それはまあ非常に進んだことのように私ども受け取れるのですけれども、やはり現実には八〇%というのは、裁定を完全実施しておらない、こういう組合側の見解が立つのはこれは当然だと思ふので、すつきり、そこで、まあ政府が政治的に一〇〇%、こういうことを言われておりますが、これはやはり労使の問題を解決するといふのが、やはりこの完全な解決をしていくといふ考え方に立たないといふ問題がなかなかやはりあとに尾を引く、こう思ふのですが、公共企業体という建前に立てば、この際、労使の団体交渉にゆだねてそれを解決をはかるといふ政府の大きな腹を見せる段階ではないかと思ふのですが、大臣はいかがですか。

○國務大臣(宮澤胤勇君) これは仲裁裁定の趣旨から見ても、非常に細目のところは団体交渉でおやりなさい、こういうふうに言っているわけですが、団体交渉でやるということ、片方だけの言ふことを聞きなさいということじゃない。両方の話し合いをしていけ。ですから、これを話し合いはするが、この国会で予算の措置をとらないで来年の国会まで持ち込むといふようなことじゃ、実際の給与がなくなつてしまふ。ですから政府としては、仲裁裁定を実施するといふ誠意から、この程度のこととなら、もうこれでいい——私はこの点については、私が今八〇%ぐらいと言つたのは、非常なまあ遠慮をして……(相澤重明君「謙虚な気持……」と述ぶ) 気持で申し上げたんで、この程度のことならこれはもう物事は納得していただいでいかなければ、世の中は私は話が進んでいかならないと思ふのでありますから、そういう気持でまあ申し上げておるので、私は残された団体交渉というものを、もうその予算の範囲がきまつているので、この範囲内では、むしろ資金源の増額ということではなくして、その予算の範囲内において、どの階級とか職分とか、どこへどういふふうなことを分配するかというふうなことが私は団体交渉になってくるのじゃないかと、こういうふうなまあ期待しておるわけでありませう。

○相澤重明君 まあ大臣も大へん苦しむと思ふのですがね、私はやはりこの今の大臣のお話もよくわかりませう、趣旨はね、あなたが言われておることはいくつか、結局的にいへば、いわゆる政治力によつて、公共企業体というものの団体交渉権というものはどうしてもこれはめぐることができないと思ふのです。ということは、政府自体においても、幾分なりともやはり解明がつかない、けれども国民の前に納得をさせる、国民の皆さんに理解をしてもらふ、そういう世論に納得をしてもらふといふためには、まあまあこの辺で一つ何とかまあ了解をしてもらわなければ困る、だからそのあとの若干のまだ実際に足りないところは、そのほかこまかい点についてやるだけであつて、実際の団体交渉のきめられたことについては、これはもう制限をするのだ、こういう形が私は今のあなたの御答弁だと思ふのです。だから、まあ国民の前に言う、あなたの言ふ、仲裁裁定を実施するのだ、こういう慣行を作つたのだといふことで、公共企業法に基く団体交渉権については、やはり政府の政治力によつて制約をしたといふふうに私は理解できると思ふのですが、その点は見解が違ひますか、その点があなたの答弁を私はすなにおに理解しているのです。

○國務大臣(宮澤胤勇君) 政府はこの予算の措置を、やはり政府の建前として、これで完全実施をするのだ、こういう気持でやつたわけでありませう、私どもも予算措置としては、従来実施をしなければならぬ、今度の場合でも、これだけ思い切つてやつたら一つ御納得が願えるかもしれぬ、こう思つておりますが、実際に申し上げても、

○相澤重明君 よくわかりました、大臣の苦しい心情は、そこで、しかしこれはいわゆる大臣のそういう親心というものは、国鉄の労使ができるだけ前進をさせて、そうして将来のいい慣行を作るといふことにやはり今後の指導監督というものが私は実るようにしてもらいたいと思ふのです。そういうところをくんでおきたいと思ふのです。

そこで次には、実は春闘の処分の問題、予算が通れば春闘の処分もまあやらなければならぬといふさつき大臣の御答弁があつたのです。そういう御答弁が、実は二十三日の抜き打ストの問題でなくて、その前の実力行使の問題でなくて、その前の抜き打ストの問題でなくて、あるいは、いや抜き打ストの問題が処分の対象になるのだといふことが発表されていふように思ふのですが、その点は大臣はどういうお考えを持つていられるのですか。

○國務大臣(宮澤胤勇君) それは私の考えでこれを処分するといふのじゃありません、国鉄当局者においてこれは処分することでありませう、抜き打ちストが入るから入らないかというふうなことじゃなくて、これはすべての場合において、法規に違反したことが明らかになつたものだけをとりかへてやるということだと思ふのであります。ところが、やはり国鉄当局が当然そういう措置をとるので、これはやるか、これはやらぬかといふような区分がなく、法規に違反したものは法規に從つてやる、こういうことだと思ふのであります。

○相澤重明君 そういたしますと、



と、政府は別に春闘の問題について、国鉄の処分問題については直接手を下すのじゃない、国鉄当局が手を下すのである、こうです。

○相澤重明君 そういたしますと、どういふことになりませんか。一體閣議で、先ほど大臣の言われたのは、国鉄の処分の問題が十人とか三十人、四十人とかということは大臣自身は聞いておらぬが、新聞では発表されたとか、あるいは他省——他省というのは、郵政とか電通とかの、そういう振り合いというものを一応見なければならぬだろうというようなことも言われておりますが、その点はどういうことなんでしょうか、これは。

○国務大臣(宮澤胤勇君) そうです、

○相澤重明君 そういたしますと、あくまでも処分については国鉄当局のものであるという理解が成り立つわけですね。先ほどのお話の仲裁裁定あるいは団体交渉、そういう問題についても、これはまあ政府の国民に発表する建前では一〇〇%であるけれども、実際にいかに組合を納得させる段階にはない、八〇%とあなたが謙虚な気持ちで御発表があったけれども、組合側からいけば、まあ五〇%ぐらいしか考えられない、こういうことになるわけですね。そうすると、いわゆる当局が処分を一方的にこれはするということになれば、これはなかなか大へんな問題になるわけなんですね。そこで、先ほど柴谷委員も言ったように、処分については十分配慮をしないと団体交渉では五〇%、あるいはまた仲裁裁定の実施についても政府側は一〇〇%というけれども、組合側が追及してい

○相澤重明君 そういたしますと、あくまでも処分については国鉄当局のものであるという理解が成り立つわけですね。先ほどのお話の仲裁裁定あるいは団体交渉、そういう問題についても、これはまあ政府の国民に発表する建前では一〇〇%であるけれども、実際にいかに組合を納得させる段階にはない、八〇%とあなたが謙虚な気持ちで御発表があったけれども、組合側からいけば、まあ五〇%ぐらいしか考えられない、こういうことになるわけですね。そうすると、いわゆる当局が処分を一方的にこれはするということになれば、これはなかなか大へんな問題になるわけなんですね。そこで、先ほど柴谷委員も言ったように、処分については十分配慮をしないと団体交渉では五〇%、あるいはまた仲裁裁定の実施についても政府側は一〇〇%というけれども、組合側が追及してい

○相澤重明君 そういたしますと、あくまでも処分については国鉄当局のものであるという理解が成り立つわけですね。先ほどのお話の仲裁裁定あるいは団体交渉、そういう問題についても、これはまあ政府の国民に発表する建前では一〇〇%であるけれども、実際にいかに組合を納得させる段階にはない、八〇%とあなたが謙虚な気持ちで御発表があったけれども、組合側からいけば、まあ五〇%ぐらいしか考えられない、こういうことになるわけですね。そうすると、いわゆる当局が処分を一方的にこれはするということになれば、これはなかなか大へんな問題になるわけなんですね。そこで、先ほど柴谷委員も言ったように、処分については十分配慮をしないと団体交渉では五〇%、あるいはまた仲裁裁定の実施についても政府側は一〇〇%というけれども、組合側が追及してい

○相澤重明君 そういたしますと、あくまでも処分については国鉄当局のものであるという理解が成り立つわけですね。先ほどのお話の仲裁裁定あるいは団体交渉、そういう問題についても、これはまあ政府の国民に発表する建前では一〇〇%であるけれども、実際にいかに組合を納得させる段階にはない、八〇%とあなたが謙虚な気持ちで御発表があったけれども、組合側からいけば、まあ五〇%ぐらいしか考えられない、こういうことになるわけですね。そうすると、いわゆる当局が処分を一方的にこれはするということになれば、これはなかなか大へんな問題になるわけなんですね。そこで、先ほど柴谷委員も言ったように、処分については十分配慮をしないと団体交渉では五〇%、あるいはまた仲裁裁定の実施についても政府側は一〇〇%というけれども、組合側が追及してい

○相澤重明君 そういたしますと、あくまでも処分については国鉄当局のものであるという理解が成り立つわけですね。先ほどのお話の仲裁裁定あるいは団体交渉、そういう問題についても、これはまあ政府の国民に発表する建前では一〇〇%であるけれども、実際にいかに組合を納得させる段階にはない、八〇%とあなたが謙虚な気持ちで御発表があったけれども、組合側からいけば、まあ五〇%ぐらいしか考えられない、こういうことになるわけですね。そうすると、いわゆる当局が処分を一方的にこれはするということになれば、これはなかなか大へんな問題になるわけなんですね。そこで、先ほど柴谷委員も言ったように、処分については十分配慮をしないと団体交渉では五〇%、あるいはまた仲裁裁定の実施についても政府側は一〇〇%というけれども、組合側が追及してい

○相澤重明君 そういたしますと、あくまでも処分については国鉄当局のものであるという理解が成り立つわけですね。先ほどのお話の仲裁裁定あるいは団体交渉、そういう問題についても、これはまあ政府の国民に発表する建前では一〇〇%であるけれども、実際にいかに組合を納得させる段階にはない、八〇%とあなたが謙虚な気持ちで御発表があったけれども、組合側からいけば、まあ五〇%ぐらいしか考えられない、こういうことになるわけですね。そうすると、いわゆる当局が処分を一方的にこれはするということになれば、これはなかなか大へんな問題になるわけなんですね。そこで、先ほど柴谷委員も言ったように、処分については十分配慮をしないと団体交渉では五〇%、あるいはまた仲裁裁定の実施についても政府側は一〇〇%というけれども、組合側が追及してい

○相澤重明君 そういたしますと、あくまでも処分については国鉄当局のものであるという理解が成り立つわけですね。先ほどのお話の仲裁裁定あるいは団体交渉、そういう問題についても、これはまあ政府の国民に発表する建前では一〇〇%であるけれども、実際にいかに組合を納得させる段階にはない、八〇%とあなたが謙虚な気持ちで御発表があったけれども、組合側からいけば、まあ五〇%ぐらいしか考えられない、こういうことになるわけですね。そうすると、いわゆる当局が処分を一方的にこれはするということになれば、これはなかなか大へんな問題になるわけなんですね。そこで、先ほど柴谷委員も言ったように、処分については十分配慮をしないと団体交渉では五〇%、あるいはまた仲裁裁定の実施についても政府側は一〇〇%というけれども、組合側が追及してい

○相澤重明君 そういたしますと、あくまでも処分については国鉄当局のものであるという理解が成り立つわけですね。先ほどのお話の仲裁裁定あるいは団体交渉、そういう問題についても、これはまあ政府の国民に発表する建前では一〇〇%であるけれども、実際にいかに組合を納得させる段階にはない、八〇%とあなたが謙虚な気持ちで御発表があったけれども、組合側からいけば、まあ五〇%ぐらいしか考えられない、こういうことになるわけですね。そうすると、いわゆる当局が処分を一方的にこれはするということになれば、これはなかなか大へんな問題になるわけなんですね。そこで、先ほど柴谷委員も言ったように、処分については十分配慮をしないと団体交渉では五〇%、あるいはまた仲裁裁定の実施についても政府側は一〇〇%というけれども、組合側が追及してい

○相澤重明君 そういたしますと、あくまでも処分については国鉄当局のものであるという理解が成り立つわけですね。先ほどのお話の仲裁裁定あるいは団体交渉、そういう問題についても、これはまあ政府の国民に発表する建前では一〇〇%であるけれども、実際にいかに組合を納得させる段階にはない、八〇%とあなたが謙虚な気持ちで御発表があったけれども、組合側からいけば、まあ五〇%ぐらいしか考えられない、こういうことになるわけですね。そうすると、いわゆる当局が処分を一方的にこれはするということになれば、これはなかなか大へんな問題になるわけなんですね。そこで、先ほど柴谷委員も言ったように、処分については十分配慮をしないと団体交渉では五〇%、あるいはまた仲裁裁定の実施についても政府側は一〇〇%というけれども、組合側が追及してい

けば五〇%にしかなくておらぬ、こういふふうには処分だけは全部完全にやるというふうには片手落ちになると思ふ。こういうふうには思ふのです。従って、この点については、これはあと国鉄当局を追及しなければならぬ問題であります。その点はきょうは大臣がおいでなんですから、大臣に主として一つお互いに話していきたいと思ふのですが、そこで、やはり新聞の問題ですが、官房長官あるいは労働大臣が、国鉄当局の責任の問題についても考えなければならぬだろうと、こういうふうなことが出されておったと思うのです。大臣は非常に、それはなかなか言いくいことだと思ふのですが、しかし、あなたも関係ですから、——しかも重要な関係なんです。そういう点については、官房長官やあるいは労働大臣が言われたことについてどういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(宮澤胤勇君) 私はそんなことを言うはずはないと思つておりますが、もしそういうことが新聞に出ておつたとすれば、官房長官や労働大臣の言つたことがその通りうまく載つておらなかつたということじゃないかと思つておられます。

○相澤重明君 そうすると、新聞記事は、まあ一つの新聞記者の考え方によつて受け取つたのだ、そういうことが結局出されたのだ、だから、政府としては別にそういうような考え方はない、特に担当大臣としては、別に打ち合せもしたことはない、こういうことなんでしょうか。

○国務大臣(宮澤胤勇君) まあ大体において新聞記事が間違ひだとも申しませんが、私ども、私の関するところでは

少しもありません。

○相澤重明君 そうしますと、あなたに今度はやはり監督のいわゆる責任のある立場の大臣としてお尋ねをしておきたいのですが、国鉄当局が、つまり労使の紛争を解決するための団体交渉である、この団体交渉権というものは法によつて守られておりますね。そうでしょう。法によつて守られておるものが五〇%なり六〇%しか実際に実行ができなかったという場合に、一方的にですよ、一方的にいわゆる当局が首切りだけは多くするのだと、いわゆる厳罰主義で臨むのだというだけでは、これはもう納得ができません。そういう場合にこそ、あなたが少しし行き過ぎがじゃないか、それは少しし団体交渉権というものの理解を正しくしておらぬのじゃないか、こういうことであつた政治力というものがそこに私は配慮されると思つておるのですが、そういうふうには、まあおそろしく大臣だから人情大臣だから、そういうふうには思ふのですが、その点はいかがですか。行き過ぎについて、あなたは当局に対して、それは間違ひである、あるいは行き過ぎである、こういうやり方立場というものをとられると思つておるのですが、どうですか。

○国務大臣(宮澤胤勇君) 仲裁裁定の実施については、政府としてはもう完全に実施したと思つて、ただあの理由を言へば、労働側が質問するところなどを見れば、まあ労働側としてはやはり八〇%か九〇%と思つたらうと私が申し上げたのを、あなたは五〇%に引き下げてしまわれるから、これはどうもちょっと話が合わなくなりませんか、それらの点は良識をもつて一つ御

○相澤重明君 まあこれ以上私もこの問題については質問をしたくありませんが、少くとも——まあ私もやはり組合側の心情というものをくんで、少し遠慮して、大臣の言うことは、人情大臣であるから、謙虚な気持ちで言われておる。しかし謙虚な気持ちで言われておつても、政治力というものがそこに反映しておることはこれは否定することができない。それをいかに、法律に基いて団体交渉権を認められておるにもかかわらず、団体交渉がまだまらぬのにもかかわらず——あるいはまたまらぬのにもかかわらず——ものだけを一方的に処分をするなどいふことは、これはやっぱりわれわれそれを見のがすわけには参らな

い。だから少くとも良識ある政府であり、大臣であるならば、そういう問題については、私どもとしてはやはりはっきり解明をしていく、そういうことが将来起らぬように措置をとっていくというのが、再びこういうことを起さないようにしていくというのが私は政治力である、国民の皆さんの期待にこたえるというのが今日の立場ではないか、こう思ふのです。従つて、い

判断を願つて、世間もやっぱり良識をもつて、大体世間の良識で物事を判断していくと思ふのであります。その意味において私どもは今日の立場においては、政府の今度やつたことは、まあ一〇〇%、もし言葉が強くいへば十二分にやつたと言へるような気持は持つておるのですが、これはおのおの立場です。それから、ごく遠慮した気持のところをさつき一部ちよつと申し上げただけのことです。

○相澤重明君 まあこれ以上私もこの問題については質問をしたくありませんが、少くとも——まあ私もやはり組合側の心情というものをくんで、少し遠慮して、大臣の言うことは、人情大臣であるから、謙虚な気持ちで言われておる。しかし謙虚な気持ちで言われておつても、政治力というものがそこに反映しておることはこれは否定することができない。それをいかに、法律に基いて団体交渉権を認められておるにもかかわらず、団体交渉がまだまらぬのにもかかわらず——あるいはまたまらぬのにもかかわらず——ものだけを一方的に処分をするなどいふことは、これはやっぱりわれわれそれを見のがすわけには参らな

わゆる組合側がいろいろ一方的にやつた場合には、これは強い意思というものはあるし、またその実力行使というものも私は行われる、こう思うので、そういうことを避けるように私は大臣がお骨折りをしていただきたい、このことをお願いをして私の質問を終ります。

○市川房枝君 ちよっと簡単に今の問題に関連してお伺いしたいと思うのですが、相澤さんがちよっとおっしゃったんですが、春闘処分の発表になっておりましたときに、新聞に、二十三日の抜き打ちストは責任が組合だけであらう、国鉄にも運輸省にもあるという

か、国鉄や運輸省にも手落ちがあったのだと、だからその抜き打ちストの分は処罰をしない、春闘だけについてするのだと、こういうふうな記事が出ておりましたのですが、まあ一体それが事実かどうか、といえますか、そういう記事が出る根拠が一体どこにあるのかということ、これは運輸大臣並びに国鉄の副総裁からも伺いたいと思

います。この記事といえますか、かりに、それが新聞記事だから全部それは事実でないというふうな、さつき運輸大臣の御答弁では、そういうことは考

えていないということでありましたけれども、しかしその新聞を見ますと、大衆としては、春闘よりも抜き打ちストで被害をこうむっており、非常にこれに対して国民が不満を持っておるわけですから、ところが、その抜き打ちスト

に対しては、これは処罰の対象としな

りまして、その点をはなはだどうも、もう少し理由といえますか、伺いたいと思うわけですが、つけ加えて申し上げます、春闘に対する処分も、私はまあその二十三日の抜き打ちストに対しても、解職その他の処分をしるというほどの強い厳罰をもってというふうには考えておりませぬけれども、しかし私責任を国鉄も運輸省もといえますか、やっぱりとっていただかなくちゃいけない、知らぬ顔をするということ

は、どうも納得がいけないと思ひますので、その点のお答えをちよっと願ひたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤胤男君) 今のお話の、新聞記事がどういうふうに出たか知りませんが、二十三日の突力行使に對しては処分をしないなんというよう

なことは、どこからも言っておるはずがないと思ひます、はつきりと。それから、しばしばもうあの当時の予算委員会並びに衆参両院の運輸委員会で申

上げましたごとく、二十三日の問題については、私どもは手続としても、処置としても責任をとるほどのことは一つもない、私はこう考へてお

りまして、それはもうしばしば申し上げて、申し上げれば非常に長くなりますが、ないと、こう考へておりますので、これはやっぱり新聞の記事はいろいろの方面からの希望の話も載りましたよ

うから、そういうことだから出てきたのじゃないかと思ひます。

○委員長(戸叶武君) この問題で運輸大臣に私も簡単な質問をいたします

が、春闘争の跡始末特に国鉄の処分問題というのは、処置いかんによって今後の日本の労働運動に大きな影響を与えると思ひます。そういうこと

によって悪い結果が導き出されてからでは間に合わないもので、これは事前にはやはり慎重な考慮が払われなければならぬと思ひますが、この問題はい

ろいろな、各人によって見方の角度が違つておるのでありますが、やはり問題解決に當つては、いろいろな相互間

に誤解が生じた。政府、国鉄当局、国鉄労組の間いろいろな食い違いがある。問題の真相をやはり明らかにするということ、それからやはり責任

は、市川さんの言つたように、回避すべきではないと思ひます。やはり、厳罰主義ではなくてはならないと思ひますが、責任は回避できないと思ひます。しかしながら、この世論の与えて

おるむちというものは、やはりこのことだけではなくて、将来に對する保証

というものが私は強く打ち出されてお

ると思ひますが、問題はやはり政府なり、国鉄当局なり、労組のあり方という

こと、この段階において、私は謙虚な立場で厳しい自己批判がなされなければ、世間の目は許さないと

思つてお

りまして、あの新聞に現われているのだと、政府は政府の立場が正しいと言

うと、運輸大臣は運輸大臣としてそれ

に対してそれが正しいと言ひ、国鉄労組の方は、自分たちの立場は間違つて

いないのであり、政府に對する信頼がおけなかつたからと言つてお

ります。今度はやるといふことを運輸大臣は言つてお

りますが、そういうこととが一番の不信を生んだと思ひます。それからこの予算措置の問題でも、今ごろになつてやつと見通しがつくという形において、その問題に

りますが、宮澤運輸大臣の所信を私は承わりたいと思います。

○国務大臣(宮澤胤勇君) はなはだ不敏でこの重責に當っておりますけれども、御趣旨に沿ってできるだけの一ツ処置をしていきたいと思います。

○市川房枝君 私の質問に、小倉副總裁の御答弁をお願いします。

○説明員(小倉俊夫君) 処分に関しましては、ただいま運輸大臣が御答弁になりました通りのことを私ももも考えております。

○市川房枝君 小倉副總裁はその新聞記事をごらんになりましたか。その抜き打ちストは処分の対象にはしないのだ、それは私が今申し上げたように、国鉄にも運輸省にも手落ちがあったのだから、という新聞記事ごらんになりましたか。

○説明員(小倉俊夫君) 新聞は私見しました。しかし、新聞のことでありますから真偽のほどは私承知いたしません。

○市川房枝君 それは今お話のように、新聞のことだから信用しないとおっしゃるかもしれませんが、しかし、事は国民に与える影響が大きいと私は思うのです。やはりああいふ記事がそのまま出て、それがもし間違っているのだったら、私は当局が適当な機会にそれを訂正していただかないと、みんな、そうなのか、どうせなれないんだというか、やりどころのない気持ち、私は持っているのですから、だから何らかの機会に、早い機会に私はその点をはっきり訂正をしていただきたいと思っております。私は国鉄なり運輸当局に対してはそういうお願いをしておきます。

○大倉精一君 今の委員長のお御発言は非常に重要な発言だと思っております。その発言に對しまして、大臣はこれを肯定されて、そのように努力します、ということがあったわけなんです。委員長の発言の自身は、結局、政府も国鉄も組合も三者がおのおの責任を感じて、そうしてこの事態の解決に當るといふ、この誠意と努力がなければ国民の期待にこたえることができないのじゃないか、こういうことだと思っております。これを大臣は肯定されたので、政府とそれから国鉄あるいは組合、この責任をおのおの感ずるといふことについて、少し大臣の具体的な御見解をお願いしたいと思います。

○国務大臣(宮澤胤勇君) 責任を感じるといふことは、この重大な事態に私ども責任の立場に立つておる者はいつも感じております。またできごとができましたら、それに対してどういふ処置をしなければならぬか、またどういふふうに行くことが筋道かというふうについて、十分責任を感じて処置をしていかなければならぬことだと思っております。従って、労組にしても、あるいは国鉄当局者にしても、私どもにも責任を感じて対処していくこととは当然のことであると思っております。それはまた責任を感じるといふことは、突っぱり合わないで話し合いをうまくしていく方がなおいということも当然のことであると考えております。

○大倉精一君 非常にけっこうな御発言だと思っております。そこで、おのおの責任を感じて処置をしなければならぬ責任のある処置をするその内容、この

中身が大事なことです。中身は——日本語ではそういうことをいえばそれで通るのですが、今おやりになるうとすることは、その責任ある措置を、さつきも言ったように、法律に照らして罰する、懲罰をもって臨む、この一本の処置しか考えられない。でありますから、さつきも運輸大臣が言われたが、お互いに突っぱり合わないで話し合つて事態の解決をするということ、こういう努力をなされるように、そういう方向に一つあなた達は閣内においても政府あるいは国鉄、双方を御指導なさつたらいかですか。新聞等の発表によりますと、首を切るのだ、処罰をするのだ、仲裁裁定か、あるいは予算が通つたならばやるのだ、この一点だけより国民は知らされてない。あなたのおっしゃった突っぱり合わないでお互いに話し合つていくというこの具体的なこれからの進め方、これに對して何っておきたいと思っております。

○国務大臣(宮澤胤勇君) これは申すまでもないところでありますけれども、世の新聞に現われることは、そういうことがやはり目につくものであるから、そういう記事が集まると思っております。ですから新聞に現われた興味ある記事の裏には、少しも興味のない一切の努力が払われておる。その扱われておるうちからただ興味のある問題だけが取り上げられて出ているので、やはりこれは新聞の表に現われたことだけでは世間というものは成り立つものではなくて、そこに現われる前提としてあらゆる努力というものが社会のすべての方面に現われておる。今度の問題についても、この仲裁裁定か

らあるいは実力行使になる、あるいは処分の問題も出る、あるいはその間にも労組、国鉄当局、私どもの間にも、新聞の記事には現われない幾多の努力というものが当然扱われておつて、その上に積み立てられておると思っております。私も日々続けておるわけでありまして、

○大倉精一君 私は新聞記事の講義を聞こうとは思わないのです。きょうのあなたの答弁は新聞記事のことごとく否定しておる。否定の論です。今の市川さん、相澤さん、柴谷さんのおっしゃったことは、新聞記事を引例していけばそれを否定して、興味ある記事であるというように言っておるのです。私は新聞はそうじゃない、事実を報道する責務があると思う。国民は新聞によってそういう事情を知らされ

る。それ以外に知らされる方法はないと思う。しかも、新聞の記事によれば、今私が言ったようにお互いに話し合うということをするのでなくて、首切り、処罰、この一点張りでもって政府は臨んでおるといふ印象しか与えない。そういうことは、先ほどから相澤、柴谷、市川さんから御質問があったのに対して、最後の締めくくりとして委員長から重大な御発言があったが、その委員長の重大な御発言に對しまして、運輸大臣はほんの一言お答えになつた。これではどうもわれわれはわからない。その委員長の発言に對してあなたはどういうふうな考えておるか、これから先どうするか、さつぱりわからないのでお尋ねしておるのですが、突っぱり合わないで話し合つておると言うが、こういうことに対して具体的にどういふ工合にしようとする

のか、それを一つ運輸委員として伺っておきたい。

○国務大臣(宮澤胤勇君) そういう話し合いにもおのずから限界があります。また現在事実、国鉄の当局者と労組の間には話し合いが続けられております、すべての面において。従つて、その続きが切れるときもありませんし、いろいろありますけれども、事端は私はやはり善意な努力によつてすべ

てが進んでいっておると思っております。また新聞の記事につきましても、新聞の記事は事実を報道しております。ほとんど大部分は事実を報道しておりますが、ただ興味本位に書かれた点が誇大にいわれることは、新聞のやはり実際のあり方ですから、それに囃れて、新聞記事の大部分が事実を報道すると同じように、また興味の問題以外にも——私は興味の問題全部を否定すると言ふのじゃありませんが、筋道の立つたところのビジネスなり、生活なりがちゃんとその裏に動いておるといふことをただ申し上げただけであります。

○大倉精一君 今あなたのおっしゃつたことと、それからこれも新聞ですが、新聞等でわれわれが知っておるあなたの言動というものとは全然違ふ。突っぱり合いをせずに話し合いをすると言われておきながら、すでにそういふ以前に懲罰をもって臨むとおっしゃつておる。松浦労働大臣もそういふことを言つておる。そう言つておいて、突っぱり合いをせずに話し合つて、こういうことを国会で答弁しておる。こら辺が私は割り切れぬところがある。

○国務大臣(宮澤胤勇君) 私は、この問

題が始まってから今日まで、私の友だちの話し合いにおいても、閉議の席においても、それから新聞社との会談においても、殿罰をもって臨むということは一回も言ったことはありません。私は總理大臣の声明の案文にも、断固これを処分するという、断固という字を私は削らした。ただ処分と——絶対にそういうことは言ったことはありません。私です。そういう気持を持っておりません。法規の通り私はやりたいのであります。

○大倉精一君　そこで、閣僚のうちで、今までずっと新聞あるいはあなたの答弁を聞いておられますという、この問題に対して必ずしも一致しておらぬように思う。松浦労働大臣あたりは非常にはでな報道をしておる。あなたは刑罰をもって臨まないと、罰はなるべく少く、賞をなるべく多くと、こういう人情的なことをおっしゃって、おる。閣内においては全然違つておる。あなたと。一体岸内閣は、この問題についてどういふ方向に向つておるのですか。おそらくあなたの御主張の通りいけば、話し合いでもってやっています。余地があると思う。国鉄労働組合は団体交渉をやると言っている。おそらく国鉄当局にしても、何も好んで首を切つたりなんかしないだろうと思う。それを人事権のない労働大臣が、所管以外の事項に対して、首を切るのだ、処分をするのだと言ふのはもつてのほかだ。そういうふうなことが、こういう混迷を招く根本だと思ふ。ですから、先ほども相澤君が要請いたしましたけれども、この問題の焦点になつておられる運輸大臣が、やはり首切りという一点ばかりじゃなくて、双方で話し

合つて理解し合つてゆく、そうして双方が責任を感じながら、円満に解決してゆくという、こういう方向に運輸大臣としては努力をされて、そういうこの事態の紛糾を未然に防いでゆく、こういう努力をされなければいかぬと思ふのですが、そういう努力についていかがですか。

○国務大臣(宮澤胤勇君)　そういう努力は今日までもいたしていると思つております。今後も引き続きいたしたいと考えております。

○委員長(戸叶武君)　本日は、これにて散会いたします。  
午後零時五十二分散会

四月二十六日本委員に左の案件を付託された。

一、国鉄飯田、下呂駅間鉄道敷設に関する請願(第一八七三号)

一、国鉄上田、豊野両駅間に気動車運行の請願(第一八七四号)

一、南九州地区の国鉄整備に関する請願(第一八九二号)

一、鉄道踏切に交通安全施設等設置に関する請願(第一八九三号)

第一八七三号　昭和三十三年四月十五日受理  
国鉄飯田、下呂両駅間鉄道敷設に関する請願

請願者　長野県議會議長　矢島武治  
紹介議員　羽生　三七君　棚橋小虎君

長野県は、労働力並びに工業原材料に恵まれ各種産業等が発達し精密工業、醸造業、木工製品等すべてにおいて全面上位にあることは周知のところであ

る。ところが本県内においてもこれら産業の最適地と見られていた南信地方(面積約五千平方キロメートル、人口約四十五万人を擁し山林資源、観光資源が豊富であるが)発展しないのは交通不便に原因するものであるから、現在の国鉄近代五箇年計画の一環として当地内、飯田―中津川―下呂間の鉄道設計を樹立され、すみやかに本線の敷設を実現されたいとの請願。

第一八七四号　昭和三十三年四月十五日受理  
国鉄上田、豊野両駅間に気動車運行の請願

請願者　長野県議會議長　矢島武治  
紹介議員　羽生　三七君　棚橋小虎君

長野県は全体的な観光地として知られているため観光客が多く、現在の鉄道の運転回数では到底交通需要に応じきれず、特に信越線の上田、豊野両駅間は通勤、通学等の利用のためまことに驚異的な混雑を極めているから、この際信越線の上田、豊野両駅間の輸送緩和のため現行運転回数の外に気動車の増発運転を実施せられたいとの請願。

第一八九二号　昭和三十三年四月十六日受理  
南九州地区の国鉄整備に関する請願

請願者　鹿児島県議會議長　米山恒治  
紹介議員　山恒治

鹿児島県の後進性を打破するとともに、対琉球、対中央貿易を発展させるためには、中央と鹿児島との陸上輸送面を増強する必要があるから、(一)特

急「あさかせ」の鹿児島乗入れ、(二)入畜米、鹿児島間の複線化、(三)滞貨一掃のための貨車の増強等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一八九三号　昭和三十三年四月十六日受理  
鉄道踏切に交通安全施設等設置に関する請願

請願者　鹿児島県議會議長　米山恒治  
紹介議員　山恒治

鹿児島県においては、地勢並びに立地条件から鉄道踏切がきわめて多く、踏切における交通事故は年々その跡を絶たず、むしろ増加の傾向にあることはなほ遺憾であるから、交通事故の未然防止並びに人命保護の見地から、車馬通行可能な全踏切及び危険箇所に対して一日も早く交通安全施設もしくは踏切警手を設置せられたいとの請願。

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、モーターボート競走法の一部を改正する法律案(予備審査のため)

の付託は三月二十八日)